

務	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

備 一 第 2 3 号
(備 二)
令 和 4 年 6 月 9 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正について

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第14号。以下「改正規則」という。）については、本年5月20日に公布され、本年6月20日から施行されることとなった。

改正規則による改正後の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成28年国家公安委員会規則第9号。以下「新規則」という。）の概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の概要

(1) 登録記号

無人航空機等の飛行による危害の発生を防止するための航空法及び重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第61号。以下「令和2年改正航空法」という。）の施行により、本年6月20日から無人航空機の登録が原則義務化され、登録を受けた無人航空機について、登録記号の表示その他の当該無人航空機の登録記号を識別するための措置を講じなければ、航空の用に供してはならないこととされた。

これを受け、重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成28年法律第9号）第10条第3項本文の規定に基づき小型無人機等の飛行を行おうとする者による通報について、登録記号（令和2年改正航空法による改正後の航空法（昭和27年法律第231号。以下「新航空法」という。）第131条の6第3項の規定により通知された登録記号をいう。）を記載した通報書の提出を求めるものである。

(2) 写真の添付

新航空法第131条の7第1項及び航空法施行規則等の一部を改正する省令（令和

3年国土交通省令第72号)による改正後の航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第236条の6第1項第2号の規定により、登録を受けた無人航空機の所有者は、当該無人航空機に登録記号を表示するほか、当該登録記号を識別するための措置として、当該無人航空機にリモートID機能を備えなければならないこととされた。

これを受け、通報に係る小型無人機等の飛行に係る機器について、警察署長に対する提示義務を廃止するとともに、当該小型無人機等に登録記号が表示されていない場合に限り、機器の識別のため、小型無人機等の飛行に係る機器の写真の添付を求めるものである。

(3) 通報書の様式変更

本年6月20日から、通報書は別記様式第一号又は第二号を使用する。

通報書の様式の使用区分は次のとおりである。

ア 別記様式第一号

(ア) 対象施設の管理者又はその同意を得た者が、当該対象施設に係る対象施設周辺地域の上空において小型無人機等を飛行させる場合

(イ) 土地の所有者若しくは占有者又はその同意を得た者が、当該土地の上空において小型無人機等を飛行させる場合

イ 別記様式第二号

国又は地方公共団体の業務を実施するために小型無人機等を飛行させる場合

2 経過措置

本改正は、本年6月20日から運用する。

なお、改正規則の施行期日前に改正規則による改正前の重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の規定により行われた行為については、新規則によって行われた行為とみなす。

担当：警備第一課警備第四係

別記様式第一号（第3条関係）

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項本文の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

操縦者

氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者	氏名 住所 電話番号	

機器の種類			
機器の特徴			
製造者		名称	
製造番号		登録記号	
色		大きさ	
積載物			
その他の特徴			
備考			

備考1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。

2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。

3 操縦者欄には、法第10条第2項第1号又は第2号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。

4 操縦者の勤務先欄には、操縦者が当該者の勤務先の業務として小型無人機等の飛行を行おうとする場合にのみ記載すること。

5 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の欄には、操縦者が対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者の同意を得た者である場合にのみ記載すること。

6 同意をした対象施設の管理者又は土地の所有者若しくは占有者が複数の場合は、別紙に記載の上、これを添付すること。

7 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。

8 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。

9 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。

10 不要の欄は、斜線で消すこと。

11 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

小型無人機等の飛行に関する通報書

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第10条第3項本文の規定により通報します。

年 月 日

公安委員会 殿

公務操縦者

氏名

小型無人機等の飛行を行う日時	年 月 日 時 分から 時 分まで	
小型無人機等の飛行を行う目的		
小型無人機等の飛行に係る区域		
公務操縦者	氏名 生年月日 住所 電話番号	
公務操縦者の勤務先	名称 所在地 電話番号	
小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関	名称 所在地 担当者の氏名 電話番号	

機器の種類			
機器の特徴			
製造者		名称	
製造番号		登録記号	
色		大きさ	
積載物			
その他の特徴			
備考			

- 備考1 法第2条第1項第1号ホに掲げる対象施設に係る通報である場合は、宛名に皇宮警察本部長を追記すること。
- 2 小型無人機等の飛行に係る区域の欄には、小型無人機等の飛行に係る対象施設周辺地域内の区域を具体的に記載するとともに、当該区域を示す地図を添付すること。
- 3 公務操縦者欄には、法第10条第2項第3号に掲げる小型無人機等の飛行を行おうとする者を記載すること。
- 4 小型無人機等の飛行を委託した国又は地方公共団体の機関の欄には、公務操縦者が国又は地方公共団体の委託を受けて小型無人機等の飛行を行う場合にのみ記載すること。
- 5 機器の種類欄には、法第2条第3項に定める小型無人機又は第2条各号に掲げる機器のいずれに該当するかを記載すること。
- 6 製造番号欄には、製造番号、製造記号、管理番号、管理記号、型番号、品番その他いかなる名称であるかを問わず、小型無人機等の飛行に係る機器を識別するために付された文字、記号又は符号を記載すること。
- 7 登録記号欄には、航空法第132条の5第1項の規定により小型無人機等に表示しなければならないこととされている登録記号を記載すること。
- 8 不要の欄は斜線で消すこと。
- 9 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。